

平成 22 年 9 月 補正予算要求事業調書

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)			区分
15	さいたま市住居喪失者支援緊急一時宿泊事業(ホームレス対策事業)			新規 拡大 継続
会計区分	款	項	目	所管
一般会計	3	5	1	保健福祉局 福祉部 福祉総務課
事務事業の位置付け				
しあわせ倍増プラン2009	番号		事業名	
総合振興計画新実施計画	事業コード		事業名	
根拠法令・条例・規則等				
予算要求事業の概要				
内容	住居を喪失し路上生活を余儀なくされる者あるいはそのおそれのある者に対し、居室の提供及び、社会福祉士、弁護士等による、生活・法律等にかかる総合相談を行います。			
目的・目標	<p><目的> 職と住まいを失った離職者に対する再就職支援として、平成21年10月より実施している緊急特別住宅手当支給事業の申請者や、年末等に開催が見込まれる派遣村や相談会等に参集する者への対応として、緊急的な一時宿泊所を提供し、生活の再建に向けた支援を行います。</p> <p><目標> 年末年始を中心に、職と住まいを失った離職者に対し、一時的に寝食を提供するとともに、生活再建に向けた総合的な支援を行います。</p>			
現状と課題	<p><現状(平成21年度末)> 平成21年12月1日から平成22年3月31日まで、民間ホテルの客室を借上げる方式で、当該事業を実施しました。</p> <p><課題> 職と住まいを失うという極めて深刻な状況下の入所者に対する行政の支援のあり方について。</p>			
今後のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年10月 宿泊施設の確保 平成22年10月～11月 宿泊施設、社会福祉士、弁護士等関連機関との調整 平成22年12月～平成23年1月 事業実施 			

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	一昨春秋以降の厳しい経済情勢が続いており、「派遣切り」や「雇い止め」による失業者、住居喪失者は今後も増加することが予想され、また派遣村等の開設が見込まれるため、緊急一時的な対応として、年末年始の一時宿泊所の提供事業に関する経費を9月補正要求するものです。
	実施義務	根拠法令等
効果	対象者	住居喪失者またはそのおそれのある者
	効果	新たな住居確保へ向けて一定期間の緊急避難場所の提供。

3 補正前予算額、補正予算要求、査定の内容 (単位:千円)

	金額	備考
平成22年度	補正前予算額	0 <積算内訳>
	財源内訳	
9月補正予算	補正予算要求	3,940 <積算内訳> 1 民間宿泊施設借上料(22室) 【新規】 3,419 2 弁護士報酬 【新規】 120 3 施設利用者管理委託費 【新規】 401 ・県補助金 補助率 10/10
	財政局長査定	3,612 <査定内容> 1 民間宿泊施設借上料(20室) 【新規】 3,108 2 弁護士報酬 【新規】 120 3 施設利用者管理委託費 【新規】 384 ・県補助金 補助率 10/10
<査定理由> 年末年始の緊急一時的な宿泊の需要に対応できるよう、9月補正予算に計上することとしました。ただし、借上料については前年度実績を基に精査し、委託費については他政令市等の実績等を勘案し、精査しました。		
市長査定	3,612 <査定内容> 1 民間宿泊施設借上料 【新規】 3,108 2 弁護士報酬 【新規】 120 3 施設利用者管理委託費 【新規】 384 ・県補助金 補助率 10/10	
	財源内訳	3,612
<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。		